

あかしSDGs前期戦略計画
(明石市まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期))
個別計画の概要

本書は、2024年(令和6年)10月現在、明石市が策定している、もしくは策定を進めている個別計画の概要をまとめたものです。

目 次

施策展開の柱1 豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める

- ・ 環境基本計画…………… 1
- ・ 地球温暖化対策実行計画…………… 1
- ・ 一般廃棄物処理基本計画…………… 2
- ・ 生物多様性あかし戦略…………… 2
- ・ 緑の基本計画…………… 3

施策展開の柱2 笑顔あふれる共生社会(インクルーシブ社会)をつくる

- ・ 生涯学習ビジョン…………… 4
- ・ 地域福祉計画…………… 4
- ・ 高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画…………… 5
- ・ 障害福祉計画及び障害児福祉計画…………… 5
- ・ 人権施策推進方針…………… 6
- ・ あかしジェンダー平等推進計画(旧:あかし男女共同参画プラン) …… 7
- ・ あかし健康プラン21…………… 7
- ・ 自殺対策計画…………… 8
- ・ スポーツ振興計画…………… 8

施策展開の柱3 こどもの育ちをまちのみんなで支える

- ・ 子ども・子育て支援事業計画…………… 9
- ・ 教育大綱…………… 9
- ・ あかし教育プラン…………… 10

施策展開の柱4 安全・安心を支える生活基盤を強化する

- ・ 都市計画マスタープラン…………… 11
- ・ 総合交通計画…………… 11
- ・ みちビジョン…………… 12
- ・ 公共下水道事業計画…………… 12
- ・ 水道事業経営戦略…………… 13

・ あかし安全のまちづくり計画（強靱化地域計画）	13
・ 地域防災計画	14
・ 総合浸水対策計画	14
・ 国民保護計画	15
・ 新型インフルエンザ等対策行動計画	15
・ 交通安全計画 交通事故ゼロのやさしいまちあかしを目指して	16
・ 地方独立行政法人明石市立市民病院中期目標	16
・ 耐震改修促進計画	17
・ 公営住宅等長寿命化計画	17
・ 空家等対策計画	18
・ 立地適正化計画	18
・ 自転車活用推進計画	19

施策展開の柱5

まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す

・ 水産業振興計画	20
・ 文化芸術創生基本計画	20
・ 文化財保存活用地域計画	21
・ 都市景観形成基本計画	21

効率的・効果的な行政運営

・ 公共施設配置適正化基本計画	22
・ 公共施設配置適正化実行計画	22
・ SDGs 未来都市計画	23
・ 行政DX（デジタル改革）推進方針	23

第3次環境基本計画

1 基本情報

所管課： 環境産業局 環境創造課

法的根拠： 明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例

策定年月： 2022年(令和4年)4月

計画期間： 2022年度(令和4年度)～2030年度(令和12年度)(9年間)

2 内容

概要： 本市における環境全般に関わる取組の基本となる考え方、めざす環境像、取組内容を示すとともに、市民、事業者、行政それぞれの役割を明らかにし、本市の望ましい環境像の実現をめざすためのマスタープラン

基本理念： 目指す環境像：みんなでつくる 人にも自然にも地球にもやさしいまち・あかし
 (1) 命や暮らしが自然や地球の恩恵に支えられていることをいつも意識します
 (2) みんなで考え、ともに行動を変えていきます
 (3) 「明石らしさ」を、将来世代へ引き継ぎます
 (4) 環境に良い取組を通じ、社会・経済の発展につなげます

基本方針： (1) 脱炭素社会の実現
 (2) 循環型社会の実現
 (3) 自然共生社会の実現
 (4) 安全・安心社会の実現

地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

1 基本情報

所管課： 環境産業局 環境創造課

法的根拠： 地球温暖化対策の推進に関する法律

策定年月： 2023年(令和5年)7月

計画期間： 2023年度(令和5年)～2030年度(令和12年度)(8年間)

2 内容

概要： 市域の温室効果ガス排出の削減を図るための施策及び削減目標等について定めたもの

基本理念： 2050年明石市脱炭素将来ビジョン
 ～脱炭素でつなぐ 安心とにぎわいあふれる持続可能なまち・あかしをみんなで～

施策(緩和策)： 戦略1 エネルギーの効率的な利用の推進
 戦略2 再生可能エネルギーの最大限導入
 戦略3 脱炭素型の交通・まちづくりの推進
 戦略4 資源循環のまちづくりの推進
 戦略5 吸収源の保全・創出
 戦略6 脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換促進

一般廃棄物処理基本計画

1 基本情報

所管課： 環境産業局 環境室 資源循環課

法的根拠： 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

策定年月： 2022年(令和4年)4月

計画期間： 2022年度(令和4年度)～2031年度(令和13年度)(10年間)

2 内容

概要： 「環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし」をめざすため、基本方針及び目標値を設定し、基本理念実現に向けた基本施策を体系的にまとめたもの

基本理念： ごみ処理編：環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち・あかし
生活排水処理編：公共用水域の水質保全による安全で快適なうるおいのあるまち・あかし

施策： ごみ処理編
(1) ごみの発生抑制を最優先、次に再使用・再生利用
(2) パートナーシップによる取組の強化
(3) ごみの安全・安心な適正処理
生活排水処理編
(1) し尿及び浄化槽汚泥等の適正な収集運搬の推進
(2) 浄化槽の適正管理の推進
(3) し尿及び浄化槽汚泥等の適正処理の推進

生物多様性あかし戦略

1 基本情報

所管課： 環境産業局 環境創造課

法的根拠： 生物多様性基本法

策定年月： 2011年(平成23年)3月

計画期間： 初期目標3～5年、中期目標5～15年、最終目標50年

2 内容

概要： 生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ中長期的に推進するもの

基本理念： 「いろいろな生きものが生息・生育するまち“あかし”
～水と緑でつなぐ命のネットワークづくり～」

施策： (1) まちの身近な場所に生きものの生息・生育地を広げていきます
(2) まとまりのある生きものの生息・生育地を保全していきます
(3) 生物多様性から受ける恵みを持続可能なものにしていきます
(4) 学び・守り・育てる仕組みづくりをしていきます

緑の基本計画

1 基本情報

所管課： 都市局 緑化公園課

法的根拠： 都市緑地法

策定年月： 2011年(平成23年)3月

計画期間： 2011年度(平成23年度)～2020年度(令和2年度)(10年間)(令和6年度まで計画延伸)

2 内容

概要： 本市の緑全般について、緑地の保全から公園緑地の整備、その他公共施設の緑化や民有地の緑化まで、将来あるべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ具体的に示したもの

基本理念： 時とともに豊かに育む緑、人、生きもの、まち

施策： (1) 都市環保全
・温暖化防止 ・生物多様性の保全
(2) 防災
・避難安全性の確保 ・浸水被害の軽減
(3) 景観形成
・まちの活性化 ・郷土愛の醸成
(4) 文化・レクリエーション
・生き生き過ごすための場づくり
・次世代の育成の場づくり ・地域活動の場づくり

生涯学習ビジョン

1 基本情報

所 管 課: 市民生活局 コミュニティ・生涯学習課

法的根拠: なし(関連する法令:教育基本法)

策定年月: 2022年(令和4年)4月

計画期間: 設定なし(概ね10年程度を想定)

2 内 容

概 要: 本市における生涯学習振興の基本理念を明らかにし、生涯学習施策を総合的に進めるための指針となる構想

基本理念: (1) 全ての市民が自己実現を図り豊かな人生を送れる社会
(2) 性別、年齢、障害の有無など多様性を認め合う共生社会
(3) 市民の公共意識(シチズンシップ)が高い社会

施 策: (1) 様々な形態の学習機会を創出し学びの幅を広げる
(2) ライフステージを意識した学習の提供
(3) 「学び」と「活動」の場をつなげる
(4) 誰もが等しく学べるための条件整備(学びを妨げる要因を取り除く)
(5) 生涯学習関係施設の機能充実

第4次地域福祉計画

1 基本情報

所 管 課: 福祉局 地域共生社会室 地域福祉担当

法的根拠: 社会福祉法

策定年月: 2022年(令和4年)3月

計画期間: 2022年度(令和4年度)~2025年度(令和7年度)(4年間)

2 内 容

概 要: 社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進における市町村計画として策定するもので、本市が推進する地域福祉の方向性や具体的な取組を示したもの

基本理念: いつまでも すべてのひとに やさしい共生社会を みんなで

施 策: (1) 助け合う・支え合う意識の向上
(2) 多様な交流の場・居場所づくり
(3) 地域における見守りと相談・支援体制の充実
(4) 地域共生社会に向けた包括的な支援の推進

高齢者いきいき福祉計画及び第9期介護保険事業計画

1 基本情報

所管課： 福祉局 高齢者総合支援室

法的根拠： 老人福祉法、介護保険法

策定年月： 2024年(令和6年)3月

計画期間： 2024年度(令和6年度)～2026年度(令和8年度)(3年間)

2 内容

概要： 高齢者福祉の方向性と事業のあり方並びに介護保険事業におけるサービス量の見込み及び確保について定めたもの

基本理念： いくつになっても自分らしく
地域で支え合い、安心して暮らせるまち あかし

施策： (1) 地域ネットワークの充実
(2) 適切な介護保険サービスの確保
(3) 認知症の人や家族等への支援の充実
(4) 権利擁護の取組の推進
(5) 支え合い、いきいき暮らせる地域づくり

あかし障害福祉推進計画(第6次障害者計画・障害福祉計画(第7期)・障害児福祉計画(第3期))

1 基本情報

所管課： 福祉局 障害福祉課

法的根拠： 障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法

策定年月： 2024年(令和6年)3月

計画期間： 2024年度(令和6年度)～2029年度(令和11年度)(6年間)

2 内容

概要： ・国の定める障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本に、市における障害施策全般にかかる理念や基本方針、施策目標等を定めたもの
・各年度における障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、及び必要な見込量の確保のための方策について定めたもの

基本理念： みんなでつくる すべての人が自分らしく活躍し、安心して住み続けられるまち

施策： (1) 安全・安心に暮らせる生活環境の整備
(2) 質の高い福祉サービスの提供体制の構築
(3) 地域で安心して暮らすことができる保健・医療提供体制の整備
(4) ライフステージに応じた療育・保育・教育の充実
(5) 自立に向けた就労・雇用環境の整備
(6) 社会参加を促進するための支援の充実
(7) 共生社会の実現に向けた差別解消・権利擁護の推進

人権施策推進方針

1 基本情報

所 管 課: 市民生活局 人権推進課

法的根拠: 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

策定年月: 2022年(令和4年)12月

計画期間: 2022年度(令和4年度)～2030年度(令和12年度)(9年間)

2 内 容

概 要: すべての市民の基本的人権が尊重されるまちづくりを推進し、家庭や地域の中に人権文化を築いていくため、今後進める人権教育・啓発の指針として定めたもの

基本理念: 誰一人取り残さない、人権感覚あふれる共生社会の実現をめざして

施 策: あらゆる場における人権教育・啓発の推進

①学校・幼稚園・保育所等における人権教育・啓発

②家庭・地域・職場等における人権教育・啓発

③厚生館における人権教育・啓発

人権課題への取組

①女性 ②子ども ③高齢者

④LGBTQ+(性的マイノリティ) ⑤障害のある人 ⑥同和問題

① ⑦外国人 ⑧多様な人権課題

あかしジェンダー平等推進計画(旧:あかし男女共同参画プラン)

1 基本情報

所 管 課: 市民生活局 インクルーシブ推進課

法的根拠: 男女共同参画社会基本法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律、あかしジェンダー平等の推進に関する条例

策定年月: 2023年(令和5年)9月

計画期間: 2023年度(令和5年度)~2030年度(令和12年度)(8年間)

2 内 容

概 要: 女性、男性など、性別等にかかわらず、誰もがその個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができる社会を目指した計画

基本理念: 性別等による不平等がなく、一人ひとりが自分の意思で生き方を選ぶことができ、もってすべての人がその個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等社会の実現をめざす

施 策: (1) 人権尊重とジェンダー平等の実現に向けた取組推進
(2) 性別等に起因するあらゆる暴力や権利侵害の根絶
(3) 家庭生活、社会生活におけるジェンダー平等の推進
(4) 意思決定過程におけるジェンダー平等の推進
(5) 施策の推進体制の充実

あかし健康プラン 21(第3次)

1 基本情報

所 管 課: 福祉局 健康推進課

法的根拠: 健康増進法、食育基本法

策定年月: 2022年(令和4年)3月(※令和7年度 中間評価)

計画期間: 2022年度(令和4年度)~2030年度(令和12年度)(9年間)

2 内 容

概 要: 市民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、第3次より食育基本方針を包含し、次世代期から高齢期まで生涯を通じた健康づくりを分野別かつライフステージごとの方針や取組を定めたもの

基本理念: みんなの力であかしの健康をつくりだそう
~未来を変える 健康づくりの My ルーティン~

施 策: (1) 生活習慣病の発症予防・重症化予防とフレイル対策
①健康診査・健康管理 ②身体活動・運動 ③歯の健康
④たばこ ⑤アルコール ⑥こころの健康 ⑦栄養・食育推進
(2) 次世代における食育の推進
① 食を通じた健康づくり ②食環境づくり ③明石の食文化の継承

自殺対策計画

1 基本情報

所 管 課: 福祉局 相談支援課

法的根拠: 自殺対策基本法

策定年月: 2019年(平成31年)3月

計画期間: 2019年度(平成31年)～2028年度(令和10年)(10年間)

2 内 容

概 要: 市をあげて自殺対策に取り組み、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重される「誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち」の実現に向け、基本方針や基本的施策を記載した計画

基本理念: 誰も自殺に追い込まれることのないやさしいまち
～自殺ゼロを目指して～

施 策: (1) 相談体制の充実・強化
(2) ハイリスク者への支援の強化
(3) 地域における支援体制の強化
(4) ライフステージに応じた取組
(5) 自死遺族等への支援
(6) 自殺防止のための環境整備

第2期スポーツ振興計画「スポーツ推進プラン」

1 基本情報

所 管 課: 市民生活局 スポーツ振興担当

法的根拠: スポーツ基本法

策定年月: 2022年(令和4年)6月

計画期間: 2022年度(令和4年度)～2030年度(令和12年度)(9年間)

2 内 容

概 要: 本市におけるスポーツ推進のための施策に関する総合的かつ基本的な計画

基本理念: 『スポーツのチカラ』～心もカラダも元気に！だれもが、どこでも、いつまでも～

施 策: (1) 生涯スポーツの推進
(2) 次世代を担うこどものスポーツ・運動の推進
(3) スポーツを通じた共生社会の実現
(4) 地域のスポーツ活動の推進
(5) スポーツを楽しむ環境の充実

第2期子ども・子育て支援事業計画

1 基本情報

所管課： 子ども局 子育て支援室 子ども政策課

法的根拠： 子ども・子育て支援法

策定年月： 2020年(令和2年)3月

計画期間： 2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)(5年間)

2 内容

概要： 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、一人ひとりの子どもが安全かつ安心して健やかに育ち、社会の一員として成長する環境を整備することを目的とした計画

基本理念： すべての子どもたちを まちのみんなで 子ども目線で 本気で応援

施策： (1) 子どもと子育て家庭を地域みんなで支える環境づくり
(2) 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり
(3) 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

教育大綱

1 基本情報

所管課： 政策局 企画・調整課

法的根拠： 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

策定年月： 2022年(令和4年)3月

計画期間： 2022年度(令和4年度)～2030年度(令和12年度)(9年間)

2 内容

概要： 教育の基本目標や施策の根本的な方針など、本市の教育の大きな方向性を示したもの

基本理念： やさしさ・創造力・自分らしさを未来へ
～「SDGs未来安心都市・明石」の担い手づくり～

施策： (1) 誰一人取り残さない一人ひとりに寄り添った質の高い教育を行う
(2) 子どもの学びと育ちをまちのみんなで支える
(3) 持続可能な社会の担い手を育成する

第3期あかし教育プラン

1 基本情報

所 管 課: 教育委員会事務局 教育企画室 総務担当

法的根拠: 教育基本法

策定年月: 2022年(令和4年)2月

計画期間: 2022年度(令和4年度)～2030年度(令和12年度)(9年間)

2 内 容

概 要: 本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画

基本理念: やさしき・創造力・自分らしさを未来へ
～「SDGs未来安心都市・明石」の担い手づくり～

施 策: (1) 学校教育・就学前教育を着実に推進する
(2) 新しい時代に対応した明石らしい教育を推進する
(3) 子どもの自主的で深い学びを支援する
(4) 生涯にわたり健康に活躍できる体づくりを支援する
(5) 自発的かつ主体的な成長・発達の過程を支援する
(6) 教育体制の充実
(7) 子どもに向き合う時間を充実、深化させる
(8) 安全・安心な学習環境を整える
(9) 学びの機会を保障する

都市計画マスタープラン

1 基本情報

所管課： 都市局 都市総務課

法的根拠： 都市計画法

策定年月： 2023年(令和5年)3月

計画期間： 2023年度(令和5年度)～2032年度(令和14年度)(10年間)

2 内容

概要： 都市全体の将来像や土地利用、都市施設整備のあり方などを明確にし、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、10年後を目標年次とした都市計画の基本的な方針を示すもの

基本理念： やさしさ・豊かさ・活力が持続する 未来安心都市・明石

施策： (1) 都市づくりの方針
 ① 土地利用の方針 ② 都市施設整備の方針
 ③ 環境保全・整備の方針 ④ 景観形成の方針
 ⑤ 市街地整備と住宅地整備の方針 ⑥ 都市防災の方針
 ⑦ コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくり方針
 (2) 地域づくりの方針
 ①明石東部地域 ②西明石地域 ③大久保地域
 ④魚住地域 ⑤二見地域

総合交通計画

1 基本情報

所管課： 都市局 都市総務課

法的根拠： 交通政策基本法
 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

策定年月： 2023年(令和5年)3月

計画期間： 2023年度(令和5年度)～2032年度(令和14年度)(10年間)

2 内容

概要： 誰もが安全で円滑に移動できる交通体系の確立を目指して、交通の現状と課題、まちづくりの方向性を踏まえ、総合的な交通施策の方向性を示したもの

基本理念： みんなで持続可能なやさしい交通体系を守り・育てる
 ～「人と人」「人と地域」「地域と地域」をつなげる公共交通～

施策： (1) 公共交通を中心とした交通体系の構築(マネジメント)
 (2) 誰もが快適に移動できる交通環境づくり(交通環境のユニバーサルデザイン)
 (3) 持続可能な社会に向けた安全安心で環境にやさしい取組の実施(持続可能な社会の実現)
 (4) 明石のまちを活性化する交通体系(交流促進)
 (5) 公共交通をみんなで守り・育てる意識の醸成と実践(参画と協働)

みちビジョン

1 基本情報

所管課： 都市局 道路整備課

法的根拠： —

策定年月： 2014年(平成26年)9月

計画期間： 2014年度(平成26年度)～2023年度(令和5年度)(10年間)

2 内容

概要： 今後の社会環境を展望し、今ある道路を大事に使い守ることを重視するという考え方にに基づき、10年後の道のあるべき姿を見据え、道路の保全も含めた総合的なみちづくりの方針を示すもの

基本理念： 時を超え、人をつなぎ、まちを支える道

施策： (1) みちづくりの方向性
(2) 基本方針および施策の展開方針
①道を「つかう」 ②道を「まもる」 ③安全・安心の確保
④にぎわいや活力の創出 ⑤環境負荷の低減

公共下水道事業計画

1 基本情報

所管課： 都市局 下水道総務課

法的根拠： 下水道法

策定年月： 昭和34年4月(令和4年3月変更)

計画期間： 1959年度(昭和34年度)～2027年度(令和9年度)(69年間)

2 内容

概要： 本市の下水道事業の基本方針及び計画期間における施設の設置・機能の維持に関する方針とその目標について定めたもの

基本理念： 次代へつなぐ持続可能な下水道の構築
安定的かつ継続的に下水道を維持するとともに、良質で持続可能な都市基盤として、次代へ引き継いでいく

施策： (1) 安全・安心のまちづくり
(2) 快適な暮らしへの貢献
(3) 安定した機能の維持
(4) 良好な水環境の創出と省エネ・創エネ・資源循環の推進
(5) 経営基盤の強化

水道事業経営戦略

1 基本情報

所管課： 水道局 総務担当

法的根拠： なし

策定年月： 2017年(平成29年)3月

計画期間： 2017年度(平成29年度)～2026年度(令和8年度)(10年間)

2 内容

概要： 今後の水需要減少、水道施設の更新需要の増加等を見通し、本市水道事業が健全経営を続けていくための具体的方策についてとりまとめたもの

基本理念： 「安全・安心・安定」でおいしい水の供給を目指して
～未来へつながる信頼のライフライン～

施策： (1) 安全・安心な水の供給
(2) 災害に強い水道の構築
(3) 事業運営基盤の強化

あかし安全のまちづくり計画(強靱化地域計画)

1 基本情報

所管課： 総務局 総合安全対策室

法的根拠： 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法

策定年月： 2020年(令和2年)6月(2023年(令和5年)9月改訂)

計画期間： 2020年度(令和2年度)～2025年度(令和7年度)(6年間)

2 内容

概要： ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進し、市民の安全・安心を確保するとともに、人命を守ることを最優先に、また地域社会が致命的な被害を受けることなく迅速に回復できるよう「強靱な地域」を確立することを目指す

基本理念： (1) 人命の保護が最大限図られること
(2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
(3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
(4) 迅速な復旧復興に資すること

施策： (1) 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
(5) 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
(6) 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通網等を確保するとともに、早期復旧を図る
(7) 制御不能な二次災害を発生させない
(8) 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

地域防災計画

1 基本情報

所管課： 総務局 総合安全対策室

法的根拠： 災害対策基本法

策定年月： 昭和 40 年代(2023 年(令和 5 年)9 月改定)

計画期間： 設定なし

2 内容

概要： 地震災害や風水害から住民の生命、身体、財産を守るため、市及び防災関係機関がその全機能を発揮し、相互に協力して災害予防、応急対応に当たることを定めたもの

基本理念： 「すべての人が支えあう 災害に強く 人にやさしいまちづくり」

施策： (1)総則、(2)災害予防計画、(3)災害応急対策計画、(4)災害復旧・復興計画、(5)南海トラフ地震防災対策推進計画について定めている。

※災害予防計画

- ① 市民とともに災害に強いまちづくりを進める
- ② 市民による災害時の対応活動を支援する
- ③ 災害時に援護を必要とする人を支援する
- ④ 危機管理体制を構築する
- ⑤ 市民の生活環境を維持する
- ⑥ 都市基盤の機能を維持する
- ⑦ 平常業務の継続と早期復旧を行う
- ⑧ 各機関における防災への取組

総合浸水対策計画

1 基本情報

所管課： 都市局 海岸・治水課

法的根拠： なし

策定年月： 2009 年(平成 21 年)3月

計画期間： 短期(5年後)、中期(10 年後)、長期(概ね 30 年後)

2 内容

概要： 浸水被害を軽減するため、平成 24 年 4 月に兵庫県で施行された総合治水条例に基づき策定された「総合治水推進計画」のうち、本市で取り組む浸水対策関連施策の枠組みと方向性を総合的に示したもの

基本理念： 「生命の保護」、「都市機能の確保」、「財産の保護」、「健全な水循環による地球環境保全への貢献」

施策： (1) 基幹施設の整備推進及び既存施設の活用
(2) 雨水流出抑制施設の整備推進
(3) ソフト対策による浸水被害の軽減

国民保護計画

1 基本情報

所管課： 総務局 総合安全対策室

法的根拠： 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

策定年月： 2011年(平成23年)10月(2021年(令和3年)9月改訂)

計画期間： 設定なし

2 内容

概要： 武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合に、市が、国・県・他の市町関係機関等と連携・協力して、迅速・的確に市民等の避難や救援などを行うことができるように、あらかじめ定めたもの

基本理念： 国民保護措置に関する基本方針として、基本的人権の尊重や市民等の権利利益の迅速な救済など9項目を掲げている

施策： (1)総論、(2)平素からの備えや予防、(3)武力攻撃事態等への対処、(4)復旧等、(5)緊急対処事態への対処について定めている。

※平素からの備えや予防

- ① 組織・体制の整備等
- ② 避難及び救援に関する平素からの備え
- ③ 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- ④ 物資及び資材の備蓄、整備
- ⑤ 国民保護に関する啓発

新型インフルエンザ等対策行動計画

1 基本情報

所管課： 総務局 総合安全対策室

法的根拠： 新型インフルエンザ等対策特別措置法

策定年月： 2009年(平成21年)9月(2018年(平成30年)5月改訂)

計画期間： 設定なし

2 内容

概要： 新型インフルエンザ情報等の早期把握、医療体制の確保要請など、危機管理の観点から対策を充実し、健康被害とともに社会的・経済的被害を最小限にとどめ、新型インフルエンザ等の脅威から市民の生命と健康を守ることを目的としたもの

基本理念： 可能な限り感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能を維持すること

施策： (1)総論、(2)各論、(3)資料編を定めている。

- ※各論
- I 庁内体制と新型インフルエンザ等対策本部
 - II 各発生段階における対策
 - III 発生段階別の基本的対策と役割分担

第3次交通安全計画 「交通事故ゼロのやさしいまちあかし」を目指して

1 基本情報

所管課： 都市局 交通安全課

法的根拠： 交通安全対策基本法

策定年月： 2022年(令和4年)2月

計画期間： 2021年度(令和3年度)～2025年度(令和7年度)(5年間)

2 内容

概要： 安全・安心な暮らしの実現のために実施すべき交通安全施策の基本方針を示す

基本理念： 高齢者をはじめとした交通弱者に重点を置き、誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指す

施策： (1) 交通安全目標(交通弱者優先と交通事故件数の削減)
(2) 道路交通の安全(交通安全意識の向上、自転車等の安全利用の推進)
(3) 道路の利用環境整備(歩行者、自転車等誰にとっても安全で快適な道づくり)
(4) 鉄道交通の安全(鉄道施設の安全性の向上、踏切事故の防止)
(5) 関係機関との連携(公共交通への転換、交通規制・取り締まり、救助救急活動)

地方独立行政法人明石市立市民病院中期目標

1 基本情報

所管課： 福祉局 保健総務課

法的根拠： 地方独立行政法人法

策定年月： 2022年(令和4年)12月

計画期間： 2023年度(令和5年度)～2026年度(令和8年度)(4年間)

2 内容

概要： 設立団体の長(市長)が、3年から5年の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標(中期目標)を定め、地方独立行政法人に指示するもの

基本理念： 患者中心の安全で高度な医療を提供し、市民の生命と健康を守り、市民からの信頼に応える

施策： (1) 中期目標の期間
(2) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
(3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
(4) 財務内容の改善に関する事項

耐震改修促進計画

1 基本情報

所管課： 都市局 建築安全課

法的根拠： 建築物の耐震改修の促進に関する法律

策定年月： 2008年(平成20年)3月 (平成28年4月改定)

計画期間： 2016年度(平成28年度)～2025年度(令和7年度)(10年間)

2 内容

概要： 住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するための計画

基本理念： なし

施策： (1)建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援
(2)建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

公営住宅等長寿命化計画

1 基本情報

所管課： 都市局 住宅課

法的根拠： なし

策定年月： 2021年(令和3年)6月

計画期間： 2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)(10年間)

2 内容

概要： 市営住宅の維持管理について、予防保全の観点から、修繕や改善の計画を定め、中長期的な維持管理を実現することを目的とするもの

基本理念： なし

施策： (1) 定期的な点検等の確実な実施やその結果を踏まえた早期修繕の実施
(2) 計画的な修繕による予防保全的管理の実施
(3) 長寿命化に資する改善事業の実施

空家等対策計画

1 基本情報

所管課： 都市局 建築安全課

法的根拠： 空家等対策の推進に関する特別措置法

策定年月： 2021年(令和3年)3月

計画期間： 2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)(10年間)

2 内容

概要： 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定する計画であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための計画

基本理念： 設定なし

施策： (1) 所有者等による空家等の適切な管理促進
(2) 空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用促進
(3) 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処
(4) 住民等からの空家等に関する相談への対応
(5) 空家等に関する対策の実施体制

立地適正化計画

1 基本情報

所管課： 政策局 プロジェクト推進室

法的根拠： 都市再生特別措置法

策定年月： 2023年(令和5年)3月(2024年(令和6年)5月変更)

計画期間： 2023年度(令和5年度)～2042年度(令和24年度)(20年間)

2 内容

概要： 誰もが安心・安全に暮らせ、持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するため、都市計画区域を対象とし、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、市街化区域内に居住誘導区域、都市機能誘導区域などを設定した計画

基本理念： まちづくりの基本方針
みんなが快適に暮らすことができる～未来安心都市・明石～

施策： (1) 居住誘導に関する施策
(2) 都市機能誘導に関する施策
(3) 公共交通等に関する施策
(4) 防災に関する施策

自転車活用推進計画

1 基本情報

所管課： 都市局 道路整備課

法的根拠： 自転車活用推進法

策定年月： 2023年(令和5年)12月

計画期間： 2023(令和5年)～2032年(令和14年)(10年間)

2 内容

概要： 計画の概要
自転車通行環境整備などの取組を効果的・効率的に展開していくもの

基本理念： 計画に定める基本理念
安全・安心で快適な自転車利用ができるまちを目指すとともに、自転車活用促進を図り、健康・観光・環境面などのまちづくりへの貢献を図る。

施策： 主な施策
「通行環境 ”はしる”」 安全で快適な自転車通行環境の創出
「安全利用 ”まもる”」 自転車利用のルール遵守・マナー向上
「駐輪環境 ”とめる”」 駐輪環境の創出
「利活用 ”いかす”」 自転車利用促進

第2次水産業振興計画

1 基本情報

所管課： 市民生活局 農水産課

法的根拠： なし

策定年月： 2023年(令和5年)10月

計画期間： 2024年度(令和6年度)～2033年度(令和15年度)(10年間)

2 内容

概要： 水産業が将来にわたって地域の産業として成り立つと同時に、「豊かな海」を守り育むまちづくりを進める

基本理念： 豊かな海を守り育み活かす持続可能な水産業

施策： I 豊かな海づくりと持続的可能な漁業の確立
II 市民目線による明石ブランドづくり
III 「さかなのまち明石」のプライド醸成

第2期文化芸術創生基本計画

1 基本情報

所管課： 市民生活局 文化・スポーツ室 文化・国際交流担当

法的根拠： 明石文化芸術創生条例

策定年月： 2023年(令和5年)3月

計画期間： 2023年度(令和5年度)～2030年(令和12年度)(8年間)

2 内容

概要： 文化芸術の振興に関する総合的な推進を図るための具体的指針として定める計画

基本理念： 文化とアートでみんながつながるまちあかし

施策： (1) 市民による文化芸術活動のさらなる充実
(2) 文化芸術活動充実のための環境整備
(3) 文化交流の促進と連携体制の強化
(4) 地域特有の文化資源の継承と発展
(5) 次世代の育成

文化財保存活用地域計画

1 基本情報

所管課： 市民生活局 文化・スポーツ室 歴史文化財担当

法的根拠： 文化財保護法

策定年月： 2021年(令和3年)12月

計画期間： 2022年度(令和4年度)～2030年度(令和12年度)(9年間)

2 内容

概要： 本市を取り巻く社会情勢、文化財保護法の改正、本市の各種計画を踏まえ、本市に伝えられている歴史文化遺産の保存・活用に係る方向性および具体的な事業を記載した計画

基本理念： 歴史文化遺産を通じて、ひと、まち、営みが輝く持続可能な地域づくり

施策： (1) 歴史文化遺産を持続的に「知る」取組を進める
(2) 学校教育・生涯教育の場で人づくりを進める
(3) 歴史文化遺産を確実に次世代に継承する
(4) 歴史文化を活かした愛着のもてるまちづくりを進める
(5) みんなで歴史文化のまちづくりを進める

都市景観形成基本計画

1 基本情報

所管課： 都市局 都市総務課

法的根拠： 明石市都市景観条例

策定年月： 1994年(平成6年)2月

計画期間： 設定なし

2 内容

概要： 明石らしい都市景観を形成するため、目標や基本的な考え方のほか、地域特性から整理した都市景観類型別の基本方針や条例に基づく施策展開などの推進方を定めるもの

基本理念： 個性豊かで美しい都市景観を守り、育て、創る景観形成

施策： (1) 行政による先導的取組
(2) 都市景観条例に基づく景観行政の推進
(3) 三者協働による取組

公共施設配置適正化基本計画

1 基本情報

所管課： 総務局 財務担当

法的根拠： なし

策定年月： 2015年(平成27年)3月

計画期間： 2015年度(平成27年度)～2024年度(令和6年度)(10年間)

2 内容

概要： 市の公共施設を取り巻く課題を解消し、持続可能な施設運営ができるよう、基本方針や数値目標及び具体的な取組手法を定め、公共施設配置適正化を推進していく

基本理念：

- (1) 施設総量を縮減する
- (2) 機能重視へ転換する
- (3) 施設更新に優先順位をつける
- (4) 公民連携(市と民間の連携)を積極的に推進する
- (5) 施設の廃止による収入は、他の施設の更新費用に充てる
- (6) インフラは、長寿命化等によるライフサイクルコストの縮減で対応

施策：

- (1) 施設の有効活用
- (2) 計画的な改修による施設の長寿命化
- (3) 効率的な管理運営

公共施設配置適正化実行計画

1 基本情報

所管課： 総務局 財務担当

法的根拠： なし

策定年月： 2017年(平成29年)3月

計画期間： 2015年度(平成27年度)～2024年度(令和6年度)(10年間)

2 内容

概要： 持続可能な公共施設運営の実現に向けて、2015(平成27年)3月に策定した「公共施設配置適正化基本計画」に基づき、10年間の数値目標や各施設の具体的な取組内容及びスケジュールを定めたものにより、取組を推進していく

基本理念： 「公共施設配置適正化基本計画」(p.22)と同一

施策：

- (1) 各施設の判断基準
- (2) 各施設の具体的な取組方策
判断基準に基づき、さらなる有効活用等が見込まれる22施設について具体的な取組方策を示す

第2期SDGs未来都市計画

1 基本情報

所管課： 政策局 企画・調整課

法的根拠： まち・ひと・しごと創生法

策定年月： 2023年(令和5年)3月

計画期間： 2023年度(令和5年度)～2025年度(令和7年度)(3年間)

2 内容

概要： 本市におけるSDGsの取組の基本となる 2030年のあるべき姿、あるべき姿の実現に向けた優先的なゴール、ターゲット、具体的な取組を示すとともに、情報発信や推進体制、そして地方創生・地域活性化への貢献等について記載した計画

基本理念： SDGs未来安心都市・明石
～いつまでも すべての人に やさしいまちを みんなで～

施策： (1) 豊かな自然と共生し、暮らしの質を高める
(2) 笑顔あふれる共生社会(インクルーシブ社会)をつくる
(3) こどもの育ちをまちのみんなで支える
(4) 安全・安心を支える生活基盤を強化する
(5) まちの魅力を高め、活力と交流を生み出す
(6) 多様な主体とのパートナーシップによりSDGsを推進する

行政DX(デジタル改革)推進方針

1 基本情報

所管課： 総務局 デジタル推進課

法的根拠： —

策定年月： 2022年(令和4年)3月

計画期間： 2022年度(令和4年度)～2025年度(令和7年度)(4年間)

2 内容

概要： 本市におけるDX推進の視点や主な取組、推進体制等についての方針

基本理念： 市民視点の行政サービスの実現
デジタル技術の活用による行政運営の効率化
デジタル化基盤の確立

施策： (1) 行政事務のデジタル化の促進
(2) 行政手続きのオンライン化の充実
(3) デジタル化を支える基盤整備